

「地域から孤立をなくそう」特別配分のうち「企画型申請のモデル配分」について

平成30年8月31日 群馬県共同募金会

平成30年7月19日制定の『「地域から孤立をなくそう」配分要領』のうち3-(2)「企画型申請のモデル配分」について、配分申請にかかる確認事項・実施細目は次のとおりです。

1 配分の目的

この配分は、「地域から孤立をなくそう」配分要領の目的に沿った配分をより積極的に展開し、さらに共同募金改革を確実に進めるために、「群馬県共同募金改革推進検討委員会」で検討中の「企画型配分」を試行的に実施するものです。

2 配分額・申請方法等

(1) 配分上限額は、上限300万円とします。

(2) 主な対象経費は、「地域から孤立をなくそう」配分要領に規定するもののほか、申請事業に直接必要とされる人件費等も対象となりますが、配分額の3割程度とします。また、申請以前から常時雇用されている人や、申請事業以外の業務にも深く携わる人などの人件費には充てられません。

(3) 申請書類は、申請者の“フェイスシート”（基本情報）及び“自己評価表”のみ様式を定めます。事業内容については、「企画書」を申請者において作成し、必要書類を添付してご提出ください。企画書の様式は定めませんが、申請事業の概要・目指す成果・実施体制・連携先・事業実施に必要な経費の積算・財源内訳など、第三者が読んで理解しやすい内容で、A4判の白い紙に片面印刷で5枚以内におさめて下さい。

なお、企画書作成にあたり、少なくとも1回は、群馬県共同募金会事務局担当者と面談し、“申請事業の目標設定シート”を作成するようお願いいたします。

(4) 申請方法は、群馬県共同募金会事務局への持参提出のみ受け付けます。事前に電話・Eメールなどで問い合わせたうえでご来局下さい。提出締切は平成30年11月30日（金）17時までです。

3 その他留意事項

(1) 審査については、現在検討中の事業評価の手法を試行的に行うとともに、最終審査は配分委員会でを行います。

(2) 配分決定後も、単に申請事業を実施するだけでなく、現在検討中の事業評価・伴走支援について協働試行することを配分条件とします。

◎様式等

- ①配分申請書（フェイスシート）・・・ 様式1
- ②自己評価表　・・・・・・・・・・・・ 様式2（Microsoft Excel ファイルで提出）
- ③申請事業の目標設定シート　・・・ 様式3

◎問い合わせ・申請書提出先

社会福祉法人群馬県共同募金会 事務局（担当：星野）

前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター4階

TEL 027-255-6596 FAX 027-255-6214

Eメール info2@akaihane-gunma.or.jp または hoshino9@akaihane-gunma.or.jp